

# すゝやん

No.138  
2013秋

平成25年9月末現在

事業者数 21社  
被保険者数 1,810人  
被扶養者数 1,950人

神戸新聞健康保険組合  
神戸市中央区東川崎町1-5-7  
☎(078)362-7166

平成24年度収支決算表

(単位千円)

	平成24年度	平成23年度	増減
項目			
被保険者数	1819人	1875人	-56
平均標準報酬月額	489,873円	491,382円	-1,509
科目(単位千円)			
収入			
保険料収入	853,853	767,564	86,289
その他収入	23,168	16,494	6,674
経常収入	877,021	784,058	92,963
経常外収入	52,514	225,636	-173,122
総収入	929,535	1,009,694	-80,159
支出			
保険給付費	431,533	475,951	-44,418
納付金			
前期高齢者納付金	75,543	120,801	-45,258
後期高齢者支援金	195,253	186,841	8,412
退職者給付拠出金	48,445	45,162	3,283
老人保健拠出金	7	8	-1
事務費	45,616	53,092	-7,476
保健事業費	44,628	50,630	-6,002
その他支出	5,390	5,463	-73
経常支出	846,415	937,948	-91,533
経常外支出	14,657	15,181	-524
総支出	861,072	953,129	-92,057
経常収支	30,606	-153,890	184,496
収支決算	68,463	56,565	11,898

## 平成24年度決算

神戸新聞健康保険組合の平成24年度収入支出決算を審議する理事会・組合会が7月10日、神戸新聞本社で開かれ、原案通り承認された。当初見込みを下回った

7%から7.7%に改定したため収入増に加え、支出でも保険給付費、納付金

# 6年ぶりに黒字計上

## 保険料率改定で収入増

### 概要

め、6年ぶりに経常収支は3060万円の黒字となりました。この黒字も一時的な財務改善にすぎず、先行きは不透明で厳しい状況に変わりはありません。

### 収入

収入の柱である保険料収入は、平成24年度の保険料

経常収入は8億7702万円、経常支出は8億4641万円。平成19年度以降の連続赤字がストップ、6年ぶりに収支がプラスに転換しました。しかし被保険者数は1819人で前年度比56人減、平均標準報酬月額も48万9873円となり同比1509円減と、近年の漸減傾向に歯止めはかかりません。保険料率を引き上げたものの将来的な安定した収入確保は予断を許さない状況となっています。

保険料収入と義務的経費の推移

(単位千円)

	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
①保険料収入	881,468	883,632	862,627	827,814	792,196	767,564	853,852
②保険給付費・納付金	688,521	771,117	865,760	847,480	858,424	828,763	750,782
①に占める②の割合	78.1%	87.3%	100.4%	102.4%	106.9%	108.0%	87.9%

率改定により、8億5385万円と前年度比8628万円の増となりました。別途積立金繰入は同比1億70

支出

00万円減となる3000万円に抑えられました。このため収入合計は9億2953万円(同比8015万円減)、經常収入は8億7702万円(同比9296万円増)でした。

支出合計は8億6107万円、前年度比9205万円減となりました。主な要因として、保険給付費4億3153万円(前年度比4441万円減)、納付金3億1924万円(同3356万円減)が挙げられます。

保険給付費は平成22年度以降、3年連続の前年度比マイナスでした。法定給付費でみると被保険者は1億8228万円(同1285万円増)、被扶養者は2億1584万円(同5132万円減)。被保険者は高度診療に伴い一人当たりの医療費が増え、一方、被扶養者は

健康保険組合公告

健康保険法第47条第2項に規定している神戸新聞健康保険組合の平成25年9月30日現在の平均標準報酬月額を次の通り公告します。

平均標準報酬月額 30等級 500,000円  
平均標準報酬日額 16,670円

<任意継続者の保険料について>

退職後に任意継続として神戸新聞健康保険組合に加入される方は、平均標準報酬月額または当人の従前の報酬月額のうち、いずれか低い額で算出します。適用は平成26年4月からです。

入院など高額な医療受診が大幅に減少した結果と考えられます。

同じく減額となった納付金の主な内訳は前期高齢者納付金7554万円(同4525万円減)、後期高齢者支援金1億9525万円(同比841万円増)、退職者給付拠出金4844万円(同比328万円減)。前年度に引き続き縮小した前期高齢者納付金は、今回の黒

字計上の大きな要因となりました。しかし25年度以降の納付金額は、加入する前期高齢者(65〜74歳)の保険給付費から算出されるため、長期的な予測は困難です。今後も動向に注目しながら備えなければなりません。

保健事業費も4462万円、前年度比600万円減となりました。内訳は定期健診、人間ドックなどの

介護保険

支払いに充てる疫病予防費4156万円、保健指導宣伝費248万円、特定健診事業費58万円。  
主な減額の要因は、疫病予防費の人間ドック受診者減少と宿泊補助およびスポーツ利用補助制度の廃止です。人間ドック受診者は340人と前年度比51人減で、計308万円の減少となりました。

介護保険は、収入8846万円(同比188万円増)、支出8195万円(同比79万円増)となりました。収支の差額650万円は全額を平成25年度へ繰り越すことが承認されました。

◇ このほか健保組合財政を圧迫する高齢者医療制度への支援金・納付金を軽減するため公費投入を要請する決議文を採択しました。

新議員名簿（敬称略）

選定議員										互選議員																																																	
理事長	織戸新	神戸新聞社 代表取締役専務	理事	和田康志	神戸新聞社 DS編集局整理部	専務理事	川嶋正明	神戸新聞健康保険組合	理事	中野洋平	神戸新聞社 情報技術局情報技術部	常務理事	桃田武司	神戸新聞社企画総務局長	理事	前田博文	神戸新聞社 神戸新聞総合印刷	理事	太田貞夫	神戸新聞社編集局次長	理事	高森亮	神戸新聞社編集局整理部	監事	見上求	神戸新聞社財務局長	監事	西澤孝史	神戸新聞社 神戸新聞地域創造	議員	今井和尚	神戸新聞社人事総務室長	議員	岩崎昂志	神戸新聞社 編集局文化生活部	議員	皆川広一	神戸新聞社営業局長	議員	三宅晃貴	神戸新聞社編集局社会部	議員	梶岡修一	神戸新聞社経営企画室長	議員	池下岳	神戸新聞社 営業局広告整理部	議員	宮田英和	サンテレビジョン 総務局長	議員	菅原正悟	神戸新聞事業社取締役	議員	盛田悟史	ラジオ関西取締役	議員	地道克礼	神戸新聞総合印刷取締役

# 新しい議員22人決定

## 組合議員選

## 任期2年 織戸理事長は再任

任期満了に伴い、新しい議員計22人が決まりました。選定と互選の各議員から理事5人、監事1人を選任。理事長は織戸新・神戸新聞社専務を再任しました。任期2年

期は平成25年9月21日から平成27年9月20日までの2年間。

議員は年2回の定例組合会で予算、決算の審議のほか、随時、組合の事業、運営など重要事項の決定に携わります。

健保組合の議員は事業主が指名する「選定議員」11人、被保険者の選挙で選ばれる「互選議員」11人、計22人。

### 女性被保険者対象 乳がん対策に 検診手袋配布

12月に

12月に女性被保険者全員へ乳がん自己検診特殊手袋「プレストケアグラブ」を配布します。

近年、乳がんは早期発見で治療する可能性が高くなっています。配布を機に、乳がんへの理解を深め、早期の発見、治療へつなげていただければと考えています。

### 健診センター 来春灘へ移転

#### 県予防医学協会

当組合と人間ドック利用契約を結んでいる、兵庫県予防医学協会健診センター（神戸市東灘区御影本町）が平成26年1月に神戸市灘区岩屋北町へ新築移転します。新しい健診センターは鉄筋5階建て地下1階。現センターでの人間ドック受診は平成25年12月13日まで、移転後は来年1月24日から再開予定。



×タボ健診

# 「第2期」計画決まる

## 平成25年度から5か年

生活習慣病予防に向けた保健事業「特定健診・特定保健指導第2期実施計画」が、このほど決定しました。期間は平成25年度から29年度までの5か年。被保険者

と、その被扶養者を対象に最終年度で特定健康診査実施率90・0%、特定保健指導実施率60・0%を目指します。

同事業は、一般的に

「タボ健診」と呼ばれています。平成20年4月からスタート、5年ごとに計画の作成と、実施が義務付けられています。

すでに今年5月の「春の定期健康診断」で神戸地区受診者から特定保健指導対象者を抽出。動機付け支援、

積極的支援で計24人が参加しています。また被扶養者には特定健康診査受診券を送付しました。今後、神戸地区以外でも定期健診、人間ドックを受診した医療機関で参加できる体制づくりにも取り組めます。

「特定健康診査・特定保健指導」は、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、心臓病、脳血管の疾患の予防事業。運動、食事など生活習慣の改善で、予防に努め、ひいては医療費の削減にもつながります。

### 【第2期 「特定健診・特定保健指導」実施計画】

〈特定健康診査〉	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者 (%)	90.0	91.0	93.0	95.0	96.0
被扶養者 (%)	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0
被保険者+被扶養者 (%)	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0

〈特定保健指導〉 (被保険者+被扶養者)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計)	232	244	250	256	262
実施率 (%)	17.0	29.0	40.0	49.0	60.0
実施者数	40	70	100	125	157

### ジェネリック 差額通知書

## 5000円以上に 対象拡大

### 自己負担軽減へ周知

ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額を知らせる「ジェネリック差額通知書」を対象者へ12月に配布します。対象条件はジェネリック医薬品に切り

替えると薬代が年間5000円以上安くなる被保険者と被扶養者で、理解と普及の拡大を目指します。「ジェネリック差額通知書」配布は、安価なジェネ

リック医薬品の普及を促進し、自己負担の軽減と財政支出の抑制を目指す事業。昨年からスタート、初年度は年間1万円以上安くなる52人に「同通知書」を送付しました。  
ジェネリック医薬品は期限切れになった先発医薬品の特許内容を基に複数メーカーが製造。開発費がない分、成分、効能などはそのままに安価で販売され、欧米では広く普及しています。ただし、すべての医薬品に「ジェネリック」があるとは限りません。また複数のメーカーで販売しているため、医師や薬剤師への相談は不可欠です。  
日本でも国がジェネリック医薬品普及に向け積極的に取り組んでいます。平成30年3月末でジェネリック医薬品のシェア60%を目標とするロードマップ、信頼性の確保、環境づくりなど体制の整備、強化しています。



## 目指せ！富士山山頂！てくてく450\*<sub>0</sub>！

今年度から健康保健事業として、歩く健康づくりイベント「ウォーキング・チャレンジ 目指せ！富士山山頂！てくてく450\*<sub>0</sub>！」を実施いたします。神戸ハーバーランド・神戸新聞本社ビルを出発点として富士山山頂までの約450\*<sub>0</sub>を踏破します。

長年、神戸新聞本社で開催してきた「健康フェア」は、多くの方に参加いただきましたが、参加者が神戸地区勤務者に限定されがちだった事からより多くの被保険者に参加していただける保健事業はないかと考え、今年からこのイベントを実施することにいたしました。

ウォーキングはメタボやストレスの解消に大きな効果をあらわすといわれています。「ウォーキング・チャレンジ」で健康への第一歩を踏み出しましょう！

### ～実施要項～

- ・参加者には歩数計と専用サイト接続のQRコードまたはURLをお渡しします。
  - ・イベント期間の3ヵ月間、毎日歩いた歩数をパソコン、携帯電話から専用サイトに接続し入力していただきます。
  - ・イベント期間終了時に、富士山頂到達または最も山頂に近づいた上位10名に賞品をお渡しします（多数の場合、抽選とさせていただきます）。
  - ・一か月ごとにご自身の現在位置と、参加者平均の現在地点をお知らせします。
- ※携帯電話で参加される場合は、契約内容によって通常より通信費が増える場合があります。ご注意ください。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 イベント期間   | 平成25年12月～平成26年2月末（3カ月）   |
| 2 参加対象及び人数 | 被保険者、被扶養者（配偶者のみ）<br>100名   |
| 3 参加費用     | 1人1,000円（歩数計代金の一部含む）<br>※ 平成25年12月分給与から天引きします（一部事業所は1月給与）。<br>※ 任意継続の方は後日振込用紙を郵送します。 |
| 4 申込方法     | 裏面の申込書に必要事項を記入の上、<br>健保組合事務所へ郵送・ファックス・ご持参下さい。  |
| 5 申込締切     | 平成25年11月5日(火) 神戸新聞健保組合必着   |

### 申し込み・問い合わせ

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7

神戸新聞健康保険組合

電話 078-362-7166

FAX 078-361-7758





# めざせ！富士山山頂！ウォーキング 申込書

※ **平成25年11月5日**神戸新聞健康保険組合必着

被保険者記号番号	51	—	社員番号	
被保険者氏名				
事業所名				
所属名				
参加者①	ふりがな			
	氏名			
	メールアドレス			
参加者②	ふりがな			
	氏名			
	メールアドレス			

◇メールアドレスについて

被保険者…会社から付与されているメールアドレスの記入をお願いします。ない方は個人のアドレスで結構です。

家族…被保険者と同じメールアドレスを記入してください。

□平成25年 春の定期健診□  
(受診率・有所見率)

	受診対象者	受診者	受診率	有所見者数	有所見率
神戸新聞	885	847	95.7%	455	53.7%
輸送センター	81	81	100.0%	64	79.0%
事業社	85	85	100.0%	51	60.0%
文化センター	45	44	97.8%	17	38.6%
総合出版	13	13	100.0%	5	38.5%
健保組合	2	2	100.0%	1	50.0%
ラジオ関西	48	48	100.0%	18	37.5%
サンTV	177	137	77.4%	72	52.6%
デイリー	41	39	95.1%	14	35.9%
サン神戸社	15	12	80.0%	5	41.7%
総合印刷	140	133	95.0%	71	53.4%
神戸興産	23	23	100.0%	14	60.9%
総合折込	39	39	100.0%	25	64.1%
文化財団	3	3	100.0%	2	66.7%
厚生事業団	5	4	80.0%	3	75.0%
エルマガジン社	73	63	86.3%	24	38.1%
プレスセンター	14	14	100.0%	10	71.4%
地域創造	28	27	96.4%	14	51.9%
新聞会館	6	6	100.0%	4	66.7%
DSクオリティ	55	53	96.4%	34	64.2%
任意継続	67	44	65.7%	32	72.7%
計	1,845	1,717	93.1%	935	54.5%

(注1) 有所見者数は労働基準監督署への報告数(所見のあった者の人数)  
(注2) 受診対象者から産休、休職、入院中などは除いた

平成25年春の定期健診

# 受診率93.1%

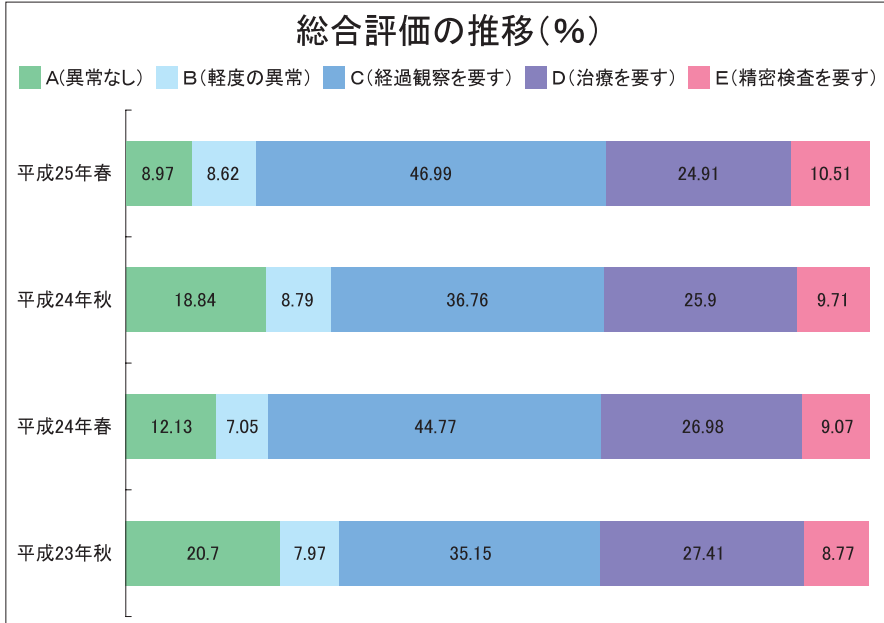
昨春より向上

「平成25年春の定期健康診断」は、受診率93・1% (前年比2・6%増)、有所見率54・5% (前年比3・4%増) でした。有所見率が増加しています。今回の健診結果票の内容を再度確認いただき、有所見者は、医療機関での早期受診をお願いします。

受診率は、前年度春に引き続き、ほとんどの事業所が8割以上の高率となりました。昨年12月に新社を立ち上げたデイリースポーツを除き、昨年春の定健より

## 有所見率54・5%

### 10事業所で全員受診



減少となったのは、サンテレビジョン77・4% (前年春比4・1%減)、サン神戸映画社80% (同7・5%減)、京阪神エルマガジン社

86・3% (同5・8%減) の3事業所。昨春より増加したのは10事業所で100%だったのは10事業所でした。

総合判定はA(異常なし) 10・66%で、前年春比2・53%減。D(治療を要す) 25・39%で、同比1・59%減。このほかB(軽度の異常)、C(経過観察を要す)、E(精密検査を要する)の判定もほぼ微増減で横ばい状態となりました。しかし昨秋比ではAが9・84%減と半減、Cが9・24%増でした。この傾向は23年秋と24年春にも見られ、心電図検査の有無が一因と考えられます。有所見者が多かった検査項目は①肝機能②血中脂質③血糖値④心電図の順でした。一方、肥満度を測るBMIが問題のない判定「A」は67・77%と昨年春より1・61%減となり、肥満または肥満予備軍は微増しています。検査で異常が目立つのは、いずれも体重との因果関係が深い項目ばかりでした。健康への第一歩は体重のコントロールといっても過言ではないようです。

## 柔整師・接骨院の受診

# 正しい利用で財政負担軽減 限られる保険適用範囲

### ○ 健康保健証が使える

- ・急性など外傷性の打撲。
- ・捻挫、肉離れなど挫傷。
- ・骨折、脱臼(医師の同意が必要。ただし応急処置などやむを得ない場合は不要)

### × 健康保険証が使えない(全額自己負担)

- ・日常生活からくる肩こり、腰痛
- ・スポーツによる筋肉痛、筋肉疲労
- ・神経痛、リュウマチ、関節炎など疾病からくる痛みや凝り。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状に改善の見られない長期の施術

### 柔整師など受診時の注意

- ・負傷原因を正確に伝える。
- ・領収書は必ずもらい医療費通知で確認する。
- ・長期におよぶ施術は医師の診察を受ける。
- ・病院での治療と重複はできない。

近年、受診者が増えている整骨院・接骨院は、健康保険の対象となる傷病が限られています。適用範囲の誤解から誤った受療、不正請求などの問題が表面化しています。組合財政の圧迫と被保険者の不利益につながります。健康保険は被保険者が納める保険料で運営されています。正しく利用し、財政の健全化にご協力

ください。柔道整復師は国家資格ですが、医師資格ではありません。医師の「治療」と同等ではなく、柔道整復師の行為は「施術」と呼ばれ、医療行為とは区別されています。手術、薬の投与、エックス線検査はできません。健康保険の利用できるかどうか、注意点は左表の通りです。

また、①一カ月間に複数回の接骨院などの受診②一カ月に10日以上以上の施術③数か月ごとに病名を変えて継続的な施術、などに該当する場合、文章で照会します。回答にご協力ください。その際、必要となる受診記録(負傷部位・治療日・治療内容など)、領収証などの保管をお願いします。